

2025年度 筑波大学オープンファシリティ 機器利用申請書/利用者登録

筑波大学オープンファシリティ登録機器の利用について、下記のとおり利用申請いたしますので、承認願います。

なお、利用に際しては、筑波大学オープンファシリティ推進支援室登録機器共同利用等実施要項及び各機器の利用上の注意事項を遵守します。

| | | | |
|----------------|---------------|------|--|
| 所属機関名 | | | |
| 利用責任者 (支払者) | 住所 | 〒 - | |
| | 組織等名 (部署名) | | |
| | 氏名 | 職名 | |
| | E-mail | 電話番号 | |

(※利用責任者欄には、利用負担金支払いの責任を負う方を記載してください。)

| | | | |
|--|---------------|------|--|
| ※上記と異なる支払者の場合に記入 経理担当者 (請求書送付) | 住所 | 〒 - | |
| | 組織等名 (部署名) | | |
| | 氏名 | 職名 | |
| | E-mail | 電話番号 | |

| | | |
|------|---------|--|
| 利用機器 | 機器名 | |
| | 本学管理部局名 | |

| | |
|------|--|
| 利用目的 | <input type="checkbox"/> 学術利用 <input type="checkbox"/> 社内利用 <input type="checkbox"/> その他 () |
|------|--|

| | |
|------|---------------------------------------|
| 利用概要 | (分析/測定/加工等の利用内容、機器の操作経験等についてご記入ください。) |
|------|---------------------------------------|

| | | | |
|----------|---|---|--|
| 持込試料等の特性 | (分析/測定機器利用の際に、持込試料の特性や前処理方法等を可能であれば、ご記入ください。) | | |
| | 有害物質の有無 | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 | |

| 利用登録者 | 組織等名 (部署名) | 職名 (学年) | alphabet (Family Name),(First Name) 氏名 | 電話番号 | E-mail | 居住性/ 特定類型 自己申告 ※10 |
|-------|---------------|------------|--|------|--------|-----------------------------|
| | | | | | | |
| | | | (),() | | | |
| | | | (),() | | | |
| | | | (),() | | | |
| | | | (),() | | | |

※注意事項

- この利用申請書及び利用者登録は、筑波大学オープンファシリティ推進支援室(以下「OF推進支援室」という。)に提出願います。
- 上記利用申請書及び利用者登録の内容に変更が生じた場合には、速やかに筑波大学OF推進支援室に連絡してください。
- 利用負担金は、原則、年4回(4-6月分:7月、7-9月分:10月、10-12月分:1月、1-3月分:3月)請求処理を行います。一定期間中に同一の研究機関・企業等から複数の利用があった場合には、それらを一括して当該研究機関・企業等へ請求を行いますので、ご了承願います。
- 利用申請書及び利用者登録は年度毎に手続きが必要となります。
- 本学が発行する請求書に定めた納付期限までに支払わないときは、利用承認取り消しの対象となります。
- 機器の故障等で利用ができなくなった場合は、利用を延期することができますが、それに関わる損害請求は受付いたしかねますので、ご了承願います。
- 利用に伴い、得られたデータについては、本学が保証するものではありません。
- 利用講習会を受講する場合には、別途講習受講に伴う費用負担が発生することがあります。
- 持込物質によっては、制限がありますので、各機器の管理者に事前に相談してください。
- 外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項の遵守のための特定類型該当性に関する誓約書の提出が必要となる場合がありますので、居住性および特定類型の該当性など以下の3つから選択し自己申告をお願いします。
 - 【非居住者】本邦に入学後6月以上経過していない外国人、本邦内の事務所に勤務していない外国人、外国に居住する者など
 - 【特定類型に該当】類型①(外国政府等及び外国法人等(外国の大学・研究機関を含む)と雇用契約等を結んでいる)または、
類型②(外国政府等から多額(年間所得のうち25%以上)の経済的利益を受けている)に該当する者
 - 【いずれにも該当しない】特定類型に該当しない居住者

参考: 経済産業省安全保障貿易管理HP <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo07.html>

特定類型該当性に関する誓約書の例 https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/minashi/jp_seiyakusho.pdf

<事務局記入欄>

| | | | |
|------|-----|-----|--------|
| 受入可否 | 承認 | 不承認 | 管理者備考欄 |
| | 月 日 | 月 日 | |